

# 熊本県情報公開審査会の答申(平成14年1月10日付け第69号)の概要

## 1 諮問の概要

下記の文書の一部開示決定に対する異議申立てについて(諮問第99号)

- ・平成10年度「都道府県立学校管理者賠償責任保険」への加入について(伺い)
- ・保険料に係る支出調書
- ・保険料に係る支出命令書
- ・都道府県立学校管理者賠償責任保険加入証

### (参考)原処分の概要

平成12年 2月 3日 開示請求

平成12年 2月17日 一部開示決定(実施機関:教育委員会)

(理由)(1)平成10年改正前条例第8条第2号該当。

個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るため。

(2)平成10年改正前条例第8条第3号該当。

口座番号及び口座名義人は、法人の内部管理に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。

## 2 答申の骨子

### (1)審査会の結論

実施機関が行った一部開示決定は、妥当である。

### (2)審査会の判断要旨

ア 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

担当職員の職及び氏名は、平成10年改正前条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当することは明らかである。また、同号ただし書きから八までのいずれにも該当しない。

イ 平成10年改正前条例第8条第3号該当性について

法人等の口座番号及び口座名義に関する情報は、当該法人等がその事業活動を営む上で必要な金銭の出納又は事業資金の管理等に関する重要な内部管理情報であり、それが一定範囲の者に知られ得る性質のものであるとしても、その公表範囲は当該法人等が自ら選択できるものであって、自ら公表したものの以外については当該法人等の内部管理情報として管理するのが通常であると考えられる。そのため、これらの情報を公開することは、事業を営む法人等の正当な利益を害すると判断されるので、平成10年改正前条例第8条第3号に該当する。

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

平成 10 年度「都道府県立学校管理者賠償責任保険」への加入について(伺い)、保険料に係る支出調書、保険料に係る支出命令書及び都道府県立学校管理者賠償責任保険加入証を一部開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 諮問に至る経過

1 平成 12 年 2 月 3 日、異議申立人は、熊本県情報公開条例(平成 12 年熊本県条例第 65 号)による改正前の熊本県情報公開条例(昭和 61 年熊本県条例第 37 号)第 5 条の規定に基づき、「都道府県立学校管理者賠償責任保険に関して、熊本県教育委員会と東京海上火災保険(株)との間での契約関連文書及びその基礎となる資料のすべて(契約及び契約に係る打ち合わせ等の支出関連文書を含む)」について開示請求を行った。

2 平成 12 年 2 月 17 日、熊本県教育委員会(以下「実施機関」という。)は、開示請求に係る公文書として、

(1) 平成 10 年度「都道府県立学校管理者賠償責任保険」への加入について(伺い)

(2) 保険料に係る支出調書

(3) 保険料に係る支出命令書

(4) 都道府県立学校管理者賠償責任保険加入証

(以下(1)から(4)までを「本件公文書」という。)を特定した。

実施機関は、上記(1)及び(2)の文書のうち、個人の氏名に係る部分であって熊本県情報公開条例の一部を改正する条例(平成 10 年熊本県条例第 30 号)附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の熊本県情報公開条例(昭和 61 年熊本県条例第 37 号。以下「平成 10 年改正前条例」という。)第 8 条第 2 号に該当する部分を除外し、また、同(2)及び(3)の文書のうち、口座番号及び口座名義に係る部分であって平成 10 年改正前条例第 8 条第 3 号に該当する部分を除外し、開示するという一部開示の決定(以下「本件一部

開示決定」という。)を行った。

- 3 平成12年3月29日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件一部開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件一部開示決定を取消し、個人情報については公務執行中の公務員の個人情報(住所、電話番号及び不利益情報は除く)及び法人・団体の名称とその代表者名のみ全部開示すること、その余の情報については全部開示することを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての理由は、次のとおりである。

熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。

### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

都道府県立学校管理者責任保険に加入依頼をする際の手続として、加入依頼書及び加入依頼送付書を全国都道府県教育委員会連合会に送付することとなっているが、加入依頼送付書の中の担当者の職・氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるので、平成10年改正前条例第8条第2号に該当し、非開示が相当である。(本件公文書の決裁は、平成10年10月1日前に終了している。)

また、全国都道府県教育委員会連合会会長からの保険料分担金納付の依頼文及び保険料支出命令書の中の口座番号及び口座名義については、法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので、平成10年改正前条例第8条第3号に該当し、非開示が相当である。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件一部開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

## 1 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書として実施機関が特定した本件公文書は、都道府県立学校管理者賠償責任保険への加入に関する文書及びその保険料の支払いに関する文書等である。当該保険は、都道府県立学校の施設設備の不備又は管理上の瑕疵による事故及び教育活動中の事故等に起因する損害賠償等の財政負担を補填し、すみやかに被害者の救済を図ることを目的としている。その加入については、全国都道府県教育委員会連合会が各都道府県教育委員会からの加入依頼をとりまとめ、一括して東京海上火災保険(株)を幹事保険会社とする損害保険会社20社と契約を締結する形態をとっている。本件公文書には、それぞれ次のような情報が記載されている。

- (1) 平成10年度「都道府県立学校管理者賠償責任保険」への加入について(伺い)は、全国都道府県教育委員会連合会会長あての「都道府県立学校管理者賠償責任保険」加入依頼書、加入依頼送付書及び保険料算定に当たっての基礎となる学校数、児童生徒数、教員数総括表(学校種別、設置者別)等からなっており、当該保険の保険期間や算定の基礎となる学校数、生徒数、担当職員の職・氏名等が記載されている。
- (2) 保険料に係る支出調書は、支出調書及び添付書類である(1)の文書で構成されており、支出科目、支出額、担当職員の職・氏名が記載されている。
- (3) 保険料に係る支出命令書には、支出科目名、債権者の住所及び氏名、当該支出に係る債権者の口座番号及び口座名義等が記載されている。
- (4) 都道府県立学校管理者賠償責任保険加入証には、被保険者名、保険契約者名、保険期間等が記載されている。

## 2 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

本件公文書は、平成10年10月1日に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

平成10年改正前条例第8条第2号本文は、開示しないことができる

情報として「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。この趣旨は、個人の基本的な人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては最大限に保護することとし、特定の個人が識別され得るような情報が記載されている公文書については非開示とすることを定めたものである。

なお、平成10年改正前条例第8条第2号は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名とそれ以外の個人に関する情報とを区別していないので、個人に関する一切の情報を非開示とするものであると解する。

これを踏まえて検討すると、上記第2の2(1)及び(2)の文書のうち実施機関が非開示とした担当職員の職及び氏名は、同号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当することは明らかである。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

### 3 平成10年改正前条例第8条第3号該当性について

平成10年改正前条例第8条第3号は、開示しないことができる情報として「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

まず、上記第2の2(3)の文書のうち、支出に係る債権者の口座番号及び口座名義に関する情報は、同号に規定する「法人等に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、これらの情報を開示することが、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか否かについて検討する。

法人等の口座番号及び口座名義に関する情報は、当該法人等がその事業活動を営む上で必要な金銭の出納又は事業資金の管理等に関する重要な内部管理情報であり、それが一定範囲の者に知られ得る性質のもので

あるとしても、その公表範囲は当該法人等が自ら選択できるものであって、自ら公表したもの以外については当該法人等の内部管理情報として管理するのが通常であると考えられる。そのため、これらの情報を一般に公開することは、事業を営む法人等の正当な利益を害すると判断される（平成10年1月13日付け答申第30号及び平成12年3月27日付け答申第63号）。

したがって、当該口座番号及び口座名義に関する情報は、平成10年改正前条例第8条第3号に該当する。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 4月21日	・ 諮問（第99号）
平成12年 5月15日	・ 実施機関から一部開示理由説明書を受理
平成13年11月27日	・ 諮問の審議
平成14年 1月10日	・ 諮問の審議